

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	5月のいじめ対策委員会にて、大分高専いじめ防止プログラム及び年間指導計画の確認承認に伴い、ホームページ及び学内のグループウェアに掲載し意識啓発を伴う確認を行った。	引き続き学科長等を通して全教職員に周知し意識啓発を行う。	—
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	令和5年度は11回いじめ対策委員会を開催し、アンケート結果の情報共有及びいじめ事例の対応について協議した。	引き続き定期的及び臨時(事案発生時)に開催し情報共有を行う。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	3月にいじめにも関係する内容で、「ハラスメントについて」「学生のネット依存症対策」のFD・SD研修を実施した。	外部講師を招聘して、いじめ対応にも関係する学生相談・学生支援体制についてFD・SD研修を実施した。	令和6年10月実施済
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	5月のいじめ対策委員会にて確認した内容等を各教職員に報告及び学内のグループウェアにて周知をした。	引き続き学科長等を通して全教職員に周知を行っていく。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	委員会後の6月に、大分高専いじめ防止プログラム及び年間指導計画を、ホームページ及び学内のグループウェアにて周知をした。	引き続き学科長等を通して全教職員に周知を行っていく。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	随時、学生主事室及び学生相談室が連携し、保健室や担任等から情報を整理して委員会に報告するようにした。	引き続き学生相談室と連携し情報共有を行い、次期担任研修にて対象教員と共有する。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	5月にいじめ防止等基本計画及びいじめ早期発見・事案対処マニュアルに規定し、委員会の役割等ホームページ及び学内グループウェアに周知した。	引き続き学科長等を通して全教職員に周知を行っていく。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	10月にいじめと疑われる案件が発生し、いじめ対策委員会のもと、関係教職員及びカウンセラーで面談等を行い情報共有を行い、いじめ対策委員会にて報告審議を行った。	グループウェアを活用し共有を行っていく。	令和6年度実施済
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	3月にいじめ対策委員会の教育システム点検改善シートを作成し、令和5年度の活動状況を点検するとともに次年度の要改善事項及び計画を立てた。	年度末に点検を行い必要に応じて改正する。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年4回(5月、7月、11月、1月)いじめアンケートを実施し、アンケート結果内容について、毎回、いじめ対策委員会にて情報共有を行った。	引き続き、年4回いじめアンケートを実施し、学校適応感尺度調査を年2回実施し情報共有を行っていく。	令和6年度実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	本校委員会規程で、構成員に「校長が必要と認められた者」としており、必要に応じてスクールカウンセラー等をいじめ対策委員会へ出席を求め情報共有を行った。	必要に応じてスクールカウンセラーに参加いただき情報共有を行う。毎週SC/SSWへの相談機会があり、情報を共有している。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	特別活動の中で、学生相談室及び学生主事室による、いじめにも関係する講演を1年生対象に6月に「情報モラル教育」、2年生対象に6月に「SNSコミュニケーション教育」7月に「学生相談コミュニケーション関係」、3年生を対象に6月「ネット依存症教育」12月に「学生相談マインドフルネス関係」の講演会を実施した。	引き続き1年生から3年生に対して専門職による講演会を実施していく。また、次年度全学生を対象に研修を実施する。	令和6年度実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	アンケートを実施する際に、いじめの定義を認識させ、担任からもいじめの定義等の理解を深めるよう説明している。	引き続きアンケート時にいじめの定義を認識させ、周知していく。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	いじめに限らず、悩みがある学生の相談窓口について、担任、学生主事室、学生相談室及びカウンセラー、ソーシャルワーカーへ相談するよう周知徹底を図った。また、1月に次年度以降、学生会を中心に自らいじめ問題の防止に取り組む検討を行った。	講演会などを通して、いじめ問題を理解させ、学生の意識を喚起する。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ基本計画等について、ホームページに掲載して周知している。	引き続き周知を行っていく。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	10月にいじめと疑われる案件において、被害・加害の双方の保護者と面談を重ね、スクールカウンセラーと連携し委員会にて検討し対応を踏った。	引き続きいじめ対策委員会にて、対応を徹底していく。	—
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協体制を築いている。	外部評価委員会を開催していないが、顧問弁護士等の外部の有識者との連携・協体制は築いている。	会議等は開催していないが、外部の有識者として、学校顧問弁護士との連携・協体制を築いている。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	令和4年度に大分県警察本部と大分高専で、連絡制度の協定を結び、連携体制を整えている。	大分県警察本部と連絡制度の協定を結んでおり、継続して速やかな連携が取れるよう体制の確認を行っている。	—